

議案第 1 号

和解について

兵庫県弁護士会紛争解決センター 2019 年度(解決)第 9 号事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

多可町長 吉 田 一 四

1 当 事 者

甲

乙 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地
多 可 町

2 和解内容

- (1) 乙は、甲に対し、本件和解金として、金 3, 0 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認め、令和 2 年 3 月 31 日限り、甲が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- (2) 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件の賠償問題について、和解契約書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (3) 本和解の成立手数料については、兵庫県弁護士会紛争解決センターの定める額を、甲及び乙がそれぞれ 2 分の 1 ずつ負担する。

3 和解理由

本件について、甲及び乙は、賠償問題について早期に解決することを願い、和解しようとするものである。